

2019年5月24日

各位

会社名 データセクション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 林 健 人  
(コード番号：3905 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役 CFO 望 月 俊 男  
TEL. 03-6427-2565

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ①当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするために、定款第6条（発行可能株式総数）について、所要の変更を行うものであります。
- ②業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役が、その期待される役割を十分に発揮することで、円滑な経営とガバナンスの強化が実現できるように、当該取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第29条（取締役の責任免除）及び第39条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。
- ③記載内容の重複などにより、記載が不要と考えられるため、定款第13条（定時株主総会の基準日）および第42条（会計監査人の報酬等）を削除するものであります。
- ④これらの他、誤記の修正、規定の削除に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- |                       |            |    |
|-----------------------|------------|----|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2019年6月27日 |    |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2019年6月27日 | 以上 |

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,200,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,400,000株</u> とする。
第 7 条～第 1 2 条 (条文省略)	第 7 条～第 1 2 条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年 3 月 3 1 日とする。</u>	(削除)
第 1 4 条 (条文省略)	第 1 3 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び計算書類又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び <u>連結計算書類に記載</u> 又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 1 6 条～第 2 8 条 (条文省略)	第 1 5 条～第 2 7 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p><u>第30条～第38条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第29条～第37条</u> (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p><u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第39条～第40条</u> (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第42条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第43条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第41条～第43条</u> (現行どおり)</p>